

議 会 運 営 委 員 会 記 録

日 時	令和 5 年 3 月 1 3 日 (月) 午後 3 時 3 1 分 ~ 午後 3 時 5 6 分
場 所	第 2 ・ 第 3 委 員 会 室
出席委員	◎阿比留義顯 ○塚本竜太郎 議 長 円谷 憲人 副議長 岡田 智佳 後藤浩一郎 桜田慎太郎 鈴木 清丞 中島 俊 林 伸司 平野 光一 福元 愛 古川 隆史 松本 寛道 村越 誠 山田 一一 渡部 和子
委員外出席者	(傍 聴) 内田 博紀 北村 和之 浜田智香子 林 紗絵子
欠席委員	
説明のため出席した者	副市長 (加藤 雅美)

午後 3時31分開会

○委員長 ただいまから議会運営委員会を開きます。

○委員長 早速協議に入ります。会派からの意見書案についてを議題といたします。事務局より説明願います。

○議事課長 タブレットのほうの資料ですと1-1から1-5でございます。今回
会派から提出されました意見書案は、4件でございます。これら4件につきましては、関係する請願が提出されておられませんので、それぞれ各会派の御意見をいただき、御協議をいただきたいと思います。以上でございます。

○委員長 それでは、本4件について各会派の御意見をお願いします。
では、柏清風さん、お願いします。

○後藤 北西連絡道路については、提出者なのでよろしくお願ひしますということ
です。

共産党さんから3つ出ていますけど、2つ目の物価高騰に関する件ですけども、
すみません、消費税を直ちに5%に引き下げ、インボイス制度は中止する云々って
書いてあります。この考え方は、我が会派とはちょっと考え方を異なるところで
ので、1に関しては、すみません、まとまりませんでした。

2番目に関しては、これは文言の訂正を事前にお願ひしたんですが、これが反映
されているんですか、これ。（私語する者あり）提出した案ですよ。提出した案
ですから、事前にちょっと調整を図ったんですけども、若干の文言の訂正をしてい
ただければなと思います。例えば欧州の先進国と比較して支給額が定額であり云々
とあります。それに対して、よって本議会は国に対し、児童手当の所得制限撤廃と
対象児童の年齢の18歳への引上げを強く求めるものであるということで、外国と比
較していますけども、同じ土壌ではかかれるものではないので、ここの部分は文言訂
正が必要かなと考えております。

続きまして、3つ目のところですが、これも同様ですね。OECDの調査によれば
云々とあります。それに対して、寄附型奨学金制度の見直しと教育費の負担の軽
減を強く求めるものであるということが、ちょっと我々の考え方との整合性がや
や合わないというところなんです。

それから、奨学金に関しては、給付型以外にも貸与型でしたか、がありまして、
その両方を含めるべきではないかという意見があり、この2点について調整できな
いかというところなんです。以上です。

○委員長 具体的には、じゃ文言は修正はどうします、どこからどこまでをどうす
るとかというのを今言えますか。

○後藤 1番に関しては、すみません、まとまりませんでしたのでいいですね。

それから、2のところに関しては、とりわけ我が国の児童手当制度は、欧州の先
進国と比較して支給額が低額であり、対象児童の範囲も中学生までと狭いが、特に

問題なのは所得制限であると。児童を養育している者の所得が一定の額を超える場合は、月額一律5,000円の特別給付が支給されているものの、さらに所得が高い場合は支給されない。このような制度で我が国の未来を育てるという観点から十分とは言えないという部分までです。

○委員長 よってはいいですか。大丈夫ですか。

○後藤 よってもですね。失礼しました。

○委員長 それでは、とりわけのところからよってというところまでを……

○後藤 そうですね。

○委員長 削除するということ。

○後藤 はい、そうです。で、以上からつながりますね。

○委員長 よってという言葉だけ。そのよっての行もですか。

○後藤 よってですね、よってが要らないです。

○委員長 よってだけ。

○後藤 失礼しました。

○委員長 それでは、真ん中付近のとりわけというところから……

○後藤 よって、までです。

○委員長 よって、までを削除する。

○後藤 はい。

○委員長 それが共産党さんの②のところですね。

○後藤 3に関してはまた、真ん中から少し下のまた、OECDから同じです。同じ、よって、までです。

○委員長 確認します。またのところからよってまで。

○後藤 また、からよって、までですね。

○委員長 それと、さっき何か給付がどうのこうのって。

○後藤 そうですね。それともう一点が、給付型というものを取って、奨学金制度の見直しと給付費の負担軽減を求める意見書というふうに、頭の部分、給付型を取り除いていただきたいということです。

○委員長 あと、中の給付型という言葉が何回か出てきています。

○後藤 それも取ってください。

○委員長 それも取るんですか。

○後藤 はい。

○委員長 事務局ちょっとメモっておいてください。それであれば賛成できるということですね。

○後藤 はい。それでうちはまとまりました。すみません。説明の仕方が上手でなく、失礼しました。

○委員長 公明党さん、お願いします。

○中島 番号1は、意見書オーケーです。

○委員長 はい。

○中島 2番は、清風さんからそういう話がありましたけど、やはり同じ箇所、我々は公明党としてはむしろよろしくない、そういった回答になりました。2は、バツです。

3、4、同じようにやはり調整をすることによって了解できる範囲です。その調整のほうは、今の話でも大体ポイントつかんでいるのでよろしいんじゃないでしょうか。

○委員長 清風さんが言われた内容でいいということですね。

○中島 はい。

○委員長 それが削除できれば賛成できる。

○中島 そうですね。あとは給付型だけではないという部分も同感します。

○委員長 はい、分かりました。

それでは、日本共産党さん、お願いします。

○渡部 千葉北西道路につきましては、やっぱりこれは今早急に進めるべきではないというのが、私たちの立場です。やはり例えば事業費の問題も、交通量がどのくらい減るかということも明らかになっていませんし、柏市の負担があるのかということも明確でない中、早期にこれを実現するという事は、様々な点で支障も来してくると思うし、これを今早急に実現すべきという、私たち立場になれませんので、これについては同意できません。あとは、提出者です。

今回事前に調整の話があって、やはりこれは願っている点では皆さん一緒ではないかなというように思います。ですから、文言の修正、削除など、私どももそれはなるべく応じようと思っています。それで、この意見書を出すことがやはり大事なことだなと思っていますので、今ばっさり児童手当のほうは真ん中削除でしたが、ちょっと言葉として非常に少なくなってしまうので、問題はやっぱり対象年齢の範囲が狭いということとか所得制限が設けられている。これをやはり改善してほしいということだと思うので、そこの差し障りのない文章のところはもし残せれば、基本的には削除には応じますが、少し残しても問題ない文章があるんじゃないかなとちょっと思いました。

あと、奨学金のほうも、私たち基本的にはやはり給付型を望みますが、ほかの奨学金制度も確かにありますので、充実させること、改善させることがやはり大事なことだと思いますので、今の提案については私ども承知します。そこについては応じて賛同できればやはり提出をしたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○委員長 それでは、共産党さんの2つ目、児童手当のところの文言の修正が清風さんと公明さんが言われた内容はちょっと削除し過ぎだろうという意見ですので、そこら辺をどうするかということです。ちょっと両者考えておいてください。

市民サイド・ネットさん、お願いします。

○松本 1はまとまらずです。16号の渋滞問題等もありますので、委員会等で今後検討していく必要はあると思いました。

それから、2、3、4は賛成です。調整についてもまとまる方向で進められたらと思います。

○委員長 はい。

みらい民主かしわさん。

○鈴木 4件とも賛成します。柏清風さんと公明党さんからの申入れというか意見に対しても、特に反対することはないです。

○委員長 わかりました。

○鈴木 以上です。

○委員長 それでは、戻りますが、共産党さんの2番目、児童手当の所得制限の撤廃を、先ほどは柏清風さんから、とりわけというところからよってまでを削除するということだったんですが、とりわけから3行、とりわけと、あと2つ目が低額であり何々であるまでを削除して、児童を養育しているという以降は生かしてもいいんじゃないかというのが、先ほど共産党さんからの意見だったとちらっと理解したんですが、それでいいですか。

○渡部 ではなくて、とりわけの2段目です、対象児童の範囲が中学生までと狭いということと、下から、よっての前だと、下から3段目になりますか、所得が高い場合は支給されないという所得制限の問題ですね。所得、要するに対象範囲が中学生までと狭いということと、所得制限が設けられているっていうことは生かしてもいいんじゃないかなってちょっと思いましたが、もしそこにこだわって駄目なら、下のところに所得制限撤廃、対象児童の年齢18歳まで引上げというのが書いてありますから、現状は対象が中学生までと狭いということと、所得制限があって月額一律5,000円の特例給付しか支給されない。高い場合は全く支給されないという実態、実態は特にあってもいいんじゃないかなと思いましたが、そこにどうしてもこだわるという場合はいいですが、ただすごい短くなっちゃって、意見書としてちょっと物足りないっていうちょっと気がしたもので。以上です。

○委員長 清風さん。

○後藤 御意見はよく分かりますけども、よって以降でもう表しているわけですね、端的にね。とりわけからよって、までは繰り返しの文言もありますし、よって以降で、何ていうんですか、この意見書の骨子をきちっと入れているわけですから、何とかそういう形で、少し短くなっちゃいますけど、応じていただければ、私たちが丸ということですか。

○渡部 分かりました。

○委員長 公明党さんもそれでよろしいですか。

○中島 はい。

○委員長 それでは、先ほど柏清風さんからありましたように、とりわけからよってまでを削除するという案で進めたいと思います。よろしいですね。

それでは、意見書はそういう感じで整ったのが3番目と4番目、共産党さんからの児童手当の件と、もう一つは奨学金の件、この2点だけを提出することといたし

ます。提出することとなった意見書の案文については、今の議論を踏まえて事務局に一任して、20日の採決日の議運で改めて協議いたします。

○委員長 次に、資料2でございます。市民サイド・ネットさんからの申入れについてを議題といたします。

政務活動費の上限額の設定と会派、無所属議員の扱いの2点についてですが、内容としましては、会派の所属議員、無所属議員のいずれも増額を求めた意見書になっておりますので、会派所属議員の増額と無所属議員の増額について、それぞれ各会派の意見を伺います。

柏清風さん。

○後藤 すみません。本当にいろんな意見がありまして、皆さんで共通しているところはやはり物価高騰が著しいというところで、そういった状況の中で我々の議会費だけ上げるということに対する、やっぱり抵抗感が非常に強かったです。ですから、まずまとまりませんでした。

○委員長 それは会派所属議員も無所属議員もまとまらずということですね。

○後藤 はい、同様です。

○委員長 公明党さん、お願いします。

○中島 今回回答出すべき、やはり話じゃないなというのが、率直な私どもの中での見解でした。もう少し継続して協議していくべきじゃないかという、そういった話です。

○委員長 日本共産党さん。

○渡部 基本的にこの要望事項には賛成します。ただ、私たち今、改選を前にして、今これを変える、例えば上限額についても、あくまで上限額で、何ですか、以内で収まる人はもっと低くてもいいわけで、いろんなものが本当に上がっていて、例えば広報紙なんか出すの非常に大変だなと思います。ですから、これは賛成します。ただ、今その金額を変えるとか、そういうことは改選前のこの時期に市民的に同意がちょっと得られるかなという疑問があるので、継続して来期の人たちの中でも検討していただきたい項目だなというふうに思います。

それで、会派、無所属議員の扱いについては、改選時に私たちいつもこれ申入れをしています。無所属であっても同じく議員としてのそういう政務活動費なんかは、同じくやはり活動ができるようにすべきだなと思いますので、これはできれば今すぐにも改善されるといいなと思います。

○委員長 それでは、前段の部分は継続で、後段の部分は丸ということですか。承知しました。

市民サイド・ネットさん、提案者です。

みらい民主かしわさん。

○鈴木 両案とも賛成です。付け加えて言うならば、一時金を引き上げるのではなくて、こちらの上限額上げのことを、私は優先すべきだったなというふうに思いま

す。以上です。

○委員長 すみません。一時金というのは何でしたっけ。

○鈴木 前回の賞与上げたじゃないですか。こっちは上限額だから、上げてよね。

○後藤 委員長、すみません。

○委員長 どうぞ。いいです。

○後藤 御発言があるならどうぞ。いいですか。

○委員長 決を採ろうかなと。

○後藤 これみんなで全会派でまとまったところで、予算化されるのっていうのはいつ、いつ、何年度からですか。

○委員長 議長どうぞ。

○議長 令和5年度はもう予算のほうがあれしているので、上げるとしても6年度からになるかと思えます。

○後藤 じゃ、委員長、議長。そうすると、令和6年度からが最新ということになると、どのぐらいでこの項目が全会一致できれば、ぎりぎり間に合うのでしょうか。

○議長 予算要求する際に6月ぐらいにもう決まっていないと、その後の執行部に対して要求する際にちょっと遅くなるのかなというところですよ。

○後藤 6月。分かりました。うちまとまらずだったんですけど、もう少し、ちょっと時間もなかったもんですから、継続っていうお話もありましたので、継続で公明党さんと同じように継続審議ができればなというふうに考えております。いかがでしょうか。

○委員長 今いろいろ意見伺いましたが、皆さん必ずしも不賛成ではないということですが、今ちょっと検討する事項も多少あるということで、もうちょっと検討したいという意見になっています。本来ならこれは整わずで終わるんですけども、これ継続してもいい、日本共産党さんとみらい民主かしわさんが継続してもいいとおっしゃるのであれば、継続して検討するという方向もあると思うんですが、よろしいですか。

○鈴木 継続してもいいです。

○委員長 共産党さんもいいですか。

それでは、どういう点をどうしていくかという件につきましても、ちょっと後で事務局と整理しながら、また皆さんに提示していきたいと思しますので、これは継続するというところで進めていきたいと思えます。

○委員長 それでは、ここで議長から御発言がございます。

○議長 今回、柏市議会広報規程の一部改正を行うことといたしました。具体的には、第4条の議会広報の配布について、現状に即した表現に改正を行い、併せて字句の整理等行うものです。というのも、新聞折り込みを想定した規定になっておまして、SNSで発信とかというところが文言にないものですから、そういったところを加えたり、また配信の仕方を協議で決定するというようなことを盛り込む方

向で考えております。

また、議会だよりの配布については、まずは現状に合わせた改正を行い、今後議論していく中で必要があれば改めて規定の改正を行いたいと考えております。

なお、規程については、議長の権限において制定するものとなりますので、私と事務局で調整の上、手続を進めてまいりますので御了承願います。以上です。

○委員長 それでは、議長御説明のとおり、御承知おきください。

○委員長 次に、事務局より事務連絡があります。

○庶務課長 それでは、令和5年度分の政務活動費の交付申請及び令和4年度分の精算行為に当たります収支報告についてでございます。お手元の政務活動費交付申請書と会派届を御覧ください。会派の代表の方には、会派分の政務活動費交付申請書と会派届を、あと記載例ですね。代表以外の方には、その写しを配付してございます。

まず、会派分の政務活動費につきましては、条例第4条の第2項の規定によりまして、1人頭の交付月額を1万円から8万円の間で決めていただき、5年度は改選がありますので、任期満了までの5か月分を申請書に記入していただき、押印はせず議決日の20日までに事務局へ提出いただきますようお願いいたします。

議員個人分の申請手続につきましては、事務局にて行いますが、振込口座の変更や交付を希望されない場合は、事務局に御連絡いただく旨、御周知をお願いいたします。

また、政務活動費に係る会派届につきましては、必要事項を御記入の上、4月3日までに御提出ください。

続きまして、令和4年度分の政務活動費の収支報告について申し上げます。4月18日の提出期限に向けて、領収書の整理、会計帳簿の作成等、年度のまとめに入ってくださいと時期となりました。また、昨年度からは、新たに会計帳簿と研修報告書も提出していただくことになっておりますので御注意ください。

御提出いただく令和4年度分の収支報告につきましては、収支報告書・会計帳簿・領収書・視察報告書・研修報告書等、行政資料室に配架する閲覧文書が、そのままホームページ上で公開されます。ささいなものであっても、加筆など領収書に手を加えますと改ざんなどの誤解を招く恐れもありますので、手引を参考に御準備を進めていただきますようお願い申し上げます。

また、領収書を提出様式に貼り付けていただく際にも、これまでと同様に領収書が重ならないようお気をつけいただきますようお願いいたします。ここ数年、年度違いのものや通常請求でできないものが発覚するという事態が散見されております。事務局も十分注意をしておりますが、提出前にいま一度御確認のほどお願いいたします。

なお、柏市のホームページには、平成29年度以来の会派、議員別の収支報告書・領収書等が掲載されています。毎年度同じような使い方をされている会派、議員さ

人にはとても参考になると思いますので、提出書類作成の際にはぜひ御覧いただきたいと思います。

また、パソコンを使って作成していただいた会計帳簿などのデータは、紙と一緒に送っていただけますと大変助かります。御不明な点につきましては、庶務課にて承ります。以上でございます。

○委員長 ただいまの説明で、さよう御承知おきください。

○委員長 次回は、3月20日月曜日、最終日の午前11時から開く予定であります。

○委員長 以上で議会運営委員会を閉会いたします。

午後 3時56分閉会